

毎週火、金曜日発行（但休日と当り、又は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇告示 共同で行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
炭疽等の予防注射の実施
牛の結核病検査等の実施
- ◇雑報 鳥取食糧事務所の倉吉支所等の庁舎の移転
- ◇正誤 昭和三十九年二月十八日付け鳥取県人事委員会規則第八号中訂正

告示

鳥取県告示第七十九号

昭和三十九年一月十日付けで東伯郡東伯町大字福永小谷輝雄ほか二十九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三

項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十九年二月二十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
東伯郡東伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

鳥取県告示第八十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及び豚丹毒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六條の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対して、検査、投薬及び注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及び豚丹毒予防のため
- 二 実施の区地 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 結核病検査及びブルセラ病検査
 - 牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん前一月以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛 生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、投薬及び注射の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

豚丹毒予防注射……豚丹毒予防液皮下注射

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

二月二十八日 船岡町大伊区 橋本検査場

二十九日 郡家町郡家区 宮谷

結核病検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月 二日	船岡町大伊区	橋本検査場
〃	〃 単区	見槻中
〃	郡家町郡家区	寛谷
〃	用瀬町大村区	鷹狩
〃	船岡町船岡区	家畜市場
〃	八東町安部区	日下部検査場
〃	船岡町単区	見槻中
〃	郡家町下私都区	大坪
〃	用瀬町大村区	鷹狩
〃	〃 社区	安蔵
〃	八東町安部区	日下部
〃	智頭町智頭区	家畜市場
〃	郡家町下私都区	大坪検査場
〃	智頭町富沢区	新見
〃	用瀬町社区	安蔵

家畜市場

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十二日	智頭町山形区	河合
〃	〃 智頭区	家畜市場
〃	八東町丹比区	北山検査場
〃	智頭町富沢区	新見
〃	佐治村	加瀬木
〃	智頭町山形区	河合
〃	用瀬町用瀬区	家畜市場
〃	八東町丹比区	北山検査場
〃	郡家町大御門区	市谷
〃	佐治村	加瀬木
〃	用瀬町用瀬区	家畜市場
〃	郡家町大御門区	市谷検査場
〃	ブルセラ病検査	
三月 五日	八東町安部区	日下部検査場
〃	郡家町下私都区	大坪
〃	用瀬町社区	安蔵
〃	智頭町山形区	河合

〃 十三日	八東町丹比区	北山
〃 十四日	佐治村	加瀬木
肝てつ検査		
実施期日	実施区域	実施場所
三月 四日	智頭町山形区	各検診場
〃	山郷区	〃
〃	用瀬町社区	〃
〃	七日 大村区	〃
〃	〃 智頭町富沢区	〃
〃	〃 那岐区	〃
〃	〃 土師区	〃
〃	〃 智頭区	〃
〃	〃 十六日 佐治村	〃
〃	〃 十七日 佐治村	〃
肝てつ駆除のための投薬		
実施期日	実施区域	実施場所
三月 六日	智頭町山形区	各検診場
〃	〃 山郷区	〃
〃	〃 土師区	〃
〃	〃 十四日 土師区	〃
〃	〃 十八日 那岐区	〃
〃	〃 富沢区	〃
〃	〃 智頭区	〃
〃	〃 社区	〃
〃	〃 大村区	〃
〃	〃 佐治村	〃
〃	〃 二日 倉吉市	困分寺、不入岡
〃	〃 三日	大立、下福田、下米積
〃	〃 四日 大栄町	森、農協
〃	〃 五日	津原、農協、上神
〃	〃 東伯町	西高尾、東高尾、下種、亀谷
〃	〃 豚丹毒予防注射	東穂波、西穂波、六尾
〃	〃 北山	平和
〃	〃 河原町	〃
実施期日	実施区域	実施場所
三月 二十三日	船岡町	各検診巡回

<p>鳥取食糧事務所の倉吉支所及び倉吉支所倉吉出張所の庁舎を次のとおり移転した。</p> <p>昭和39年2月25日</p> <p>鳥取食糧事務所長 前田 賢治</p> <p>1 倉吉支所</p> <p>移転年月日 昭和39年2月12日</p> <p>庁舎移転場所 鳥取県倉吉市上井1丁目2の5</p> <p>頁 四</p> <p>十四下 一等機関士 一・二以上一・三以内</p>	
<p>2 倉吉支所倉吉出張所</p> <p>移転年月日 昭和39年2月4日</p> <p>庁舎移転場所 鳥取県倉吉市上井1丁目2の5</p> <p>正 誤</p> <p>昭和三十九年二月十八日付け鳥取県人事委員会規則第八号中次の箇所に誤りがあったので訂正する。</p> <p>正 誤</p> <p>一等機関士 一・二以上一・五以内</p>	